

- 赤文字の項目は、必ず記載が必要（認定申請に必要な項目となります）
- クラブの実情に合わせて、適宜追加・修正を行ってください。  
（下記は記載例となりますので、必ず記載例の通りに作成する必要はありません）

## 「〇〇クラブ」運営規約(例)

（名称・設置）

第1条 本クラブは、〇〇クラブと称し、事務局を本クラブの代表者自宅内に置く。

（目的）

第2条 本クラブは、◇◇(種目)を通じて、社会性の向上や個性の伸長を図り、もって中学生の心身の健全な育成を資するとともに、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむ態度を育むことを目的とする。

（活動）

第3条 本クラブの活動は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)、「山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」(令和8年3月山形県教育委員会)及び「山形市部活動地域展開推進計画」(令和8年3月山形市)を踏まえたものとする。

（入会）

第4条 本クラブの入会は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 原則として、山形市内に在住する中学生で、第2条に定める本クラブの目的に賛同する者であること。
- (2) 本クラブが定める諸規定を遵守すること。
- (3) 第6条に規定する会費を納入すること。

（退会）

第5条 本クラブの会員は、任意により退会することができる。

2 本クラブを退会しようとする者は、退会する日の1か月前までに本クラブの代表者に申し出なければならない。

（会費）

第6条 本クラブの会費は、一人月額〇,〇〇〇円とする。

2 前項の会費は、本クラブへの入会の日から退会の日属する月分まで支払うものとする。

3 前2校の規定に関わらず、本クラブの代表者が必要と認めるときは、臨時に会費を徴収することができる。

4 納入された会費は、理由の如何にかかわらず返金しないものとする。

5 遠征や大会等に係る経費は、必要に応じ別途集金するものとする。

（役員）

第7条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 監事 〇名

2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員の職務)

第8条 本クラブの役員は、次の各号に掲げる職務を担う。

- (1) 代表は、本クラブを代表し、会務を総理する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、会費の管理を行い、会計事務を統括する。
- (4) 監事は、会計状況を監査する。

### (会議の種類)

第9条 本クラブには次の会議を置く。

- (1) 総会 役員及び会員の保護者をもって組織する。
- (2) 運営委員会 役員をもって組織する。

### (総会)

第10条 総会は、毎年〇月に代表が招集し、次に掲げる事項について決議する。ただし、代表が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

- (1) 規約の改正及び改廃
- (2) 役員の選任
- (3) 予算及び決算
- (4) 活動方針及び活動計画
- (5) その他本クラブの運営に関する事項

2 総会は、招集された者の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 総会の決議は、出席者の過半数をもって行う。

### (運営委員会)

第11条 運営委員会は、必要に応じて代表が招集し、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) その他本クラブの運営に関する事項

2 運営委員会は、招集された者の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 運営委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。

### (個人情報)

第12条 本クラブの活動により知り得た個人情報は、本クラブの活動及び運営にのみ使用することとし、代表は、当該個人情報を適切に管理しなければならない。

### (会計年度)

第13条 本クラブの会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月末日までとする。

### (その他)

第14条 本規約に定めるもののほか、本クラブの円滑な運営を図るために必要な事項は、総会の決議をもって決定するものとする。

### 附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。